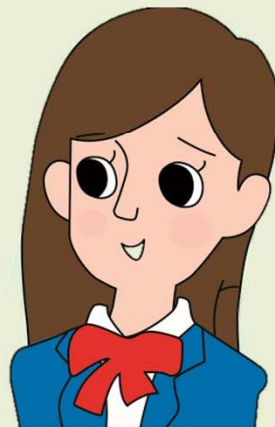


中学校社会科用学習資料

私たちの暮らしと税



令和5年度版

税金クイズにチャレンジしてみよう

Q1

国の税金の使いみちで一番多いのはどれでしょうか。

- ① 道路や橋などの整備のための公共事業関係費
- ② 国債を返したり利子を支払ったりするための国債費
- ③ 健康や生活を守るための社会保障関係費

Q3

国の収入(歳入)のうち、税金の占める割合はおよそ何割でしょうか。

- ① 3割
- ② 6割
- ③ 9割



Q2

日本オリンピック委員会(JOC)から五輪メダリスト等に交付される報奨金に、所得税は課税されるでしょうか。



- ① 課税される
- ② 課税されない



Q4

国や地方公共団体が整備する施設(社会資本)でないものはどれでしょうか。

- ① 港湾
- ② ガソリンスタンド
- ③ 道路



Q5

国や地方公共団体(都道府県・市区町村)が負担している中学生一人当たりの教育費は、1か月でいくらでしょうか。



- ① 約23,500円
- ② 約53,500円
- ③ 約93,500円

税金クイズの答え

Q1

答えは③です。

国の税金が一番使われているのは、私たちの健康や生活を守るための費用であり、国の支出の32.3%を占めています。

Q1

国の税金の使いみちで一番多いのはどれでしょうか。

- ① 道路や橋などの整備のための公共事業関係費
- ② 国債を返したり利子を支払ったりするための国債費
- ③ 健康や生活を守るための社会保障関係費

Q3

国の収入(歳入)のうち、税金の占める割合はおおよそ何割でしょうか。

- ① 3割
- ② 6割
- ③ 9割



Q2

日本オリンピック委員会(JOC)から五輪メダリスト等に交付される報奨金に、所得税は課税されるでしょうか。



- ① 課税される
- ② 課税されない



Q4

答えは②です。

Q4

国や地方公共団体が整備する施設(社会資本)でないものはどれでしょうか。

- ① 港湾
- ② ガソリンスタンド
- ③ 道路



Q5

国や地方公共団体(都道府県・市区町村)が負担している中学生一人当りの教育費は、1か月でいくらかでしょうか。

- ① 約23,500円
- ② 約53,500円
- ③ 約93,500円



Q2

答えは②です。

JOCから交付されるオリンピックの報奨金は、法律で課税されません。

Q3

答えは②です。

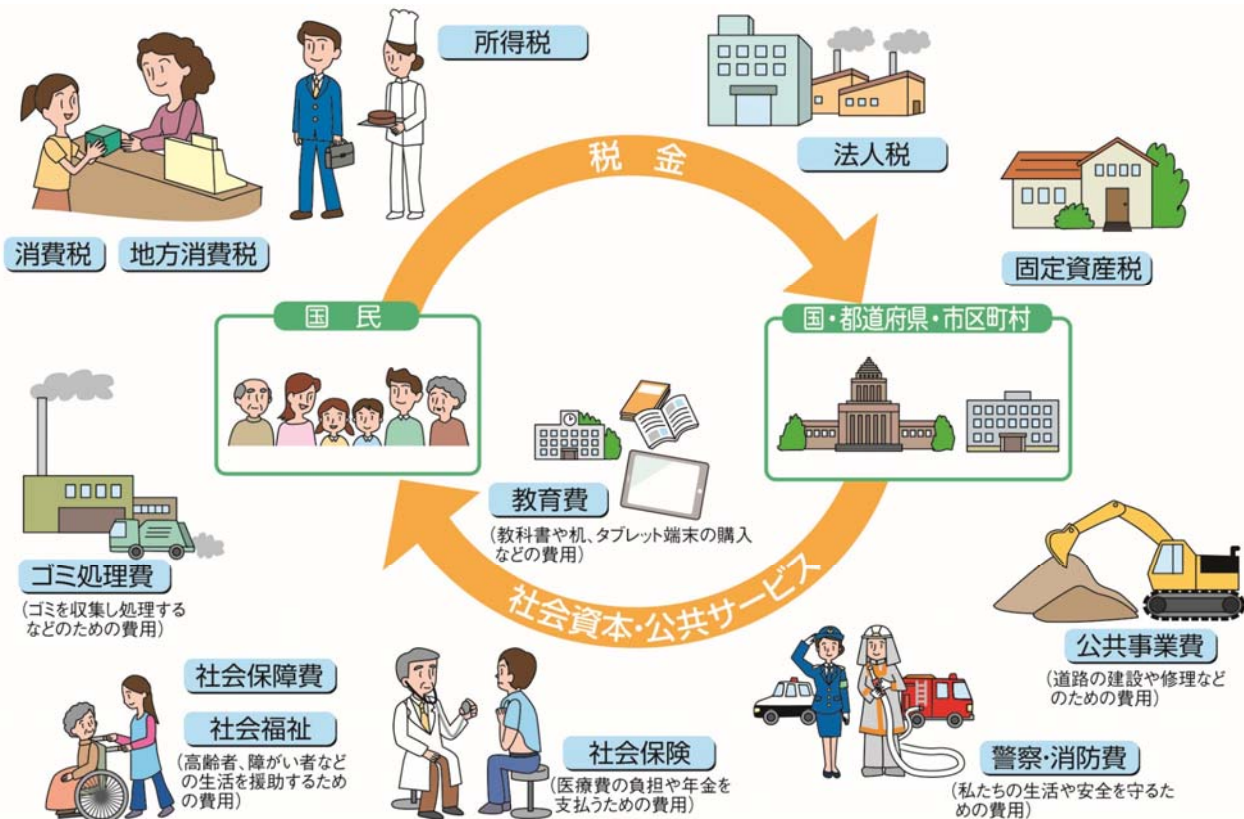
国の歳入のうち、税金の占める割合は約6割で、残りは、公債金(借金)となっています。

Q5

答えは③です。

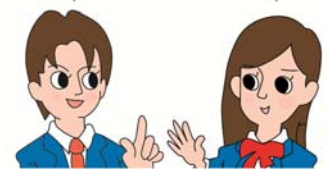
税金はなぜ必要か

国や地方公共団体（都道府県・市区町村）は、私たちが健康で豊かな暮らしができるように、民間企業を補い、民間企業では供給されにくい施設（社会資本）やサービス（公共サービス）の提供など、さまざまな活動を行っています。その活動のための費用をまかなっているのが私たちの「税金」です。



税金が何に使われているか学習していこう！

私たちの生活にどんなかわりがあるのかな？



税金はなぜ必要か

私たちの生活にかかわる税金

私たちが、健康で豊かな生活を送るために、国や県・市区町村はさまざまな活動や事業を行っています。

それらに必要な費用をまかになっているのが税金です。

みなさんも、税金とは色々なところでかかわっています。

起床・朝食



洗面や食事の調理に使う大切な水。その上下水道も税金で整備されています。

登校



学校に安全に通うための道路や信号なども、税金でつくられています。

授業



学校など教育施設の建設や、机・椅子・教科書にも税金は使われています。

就寝



安心な夜、日々の安全を守る警察や消防も、税金がなくては成り立ちません。

夕食



安全な食品を作るための農業・漁業の支援にも、税金は重要です。

部活動



大会などが行われる陸上競技場や野球場などの施設づくりに、税金が役立っています。

Check!

1 社会資本

社会資本とは、教育施設・道路・港湾・水道などの公共施設をいいます。

2 公共サービス

公共サービスとは、ゴミの収集や処理、安全を守る警察や消防などの活動のことをいいます。

税金の種類を見てみよう

日本には、現在約50種類の税金があります。
国に納める税金を国税、地方公共団体に納める税金を地方税といい、地方税はさらに都道府県税と市町村税に分けられます。



法人税



国際観光旅客税



印紙税



自動車重量税等

●主な国税

直接税

所得税	個人の所得(利益)に対してかかる税金で、毎年、確定申告(会社員は源泉徴収)して納税します。
復興特別所得税	東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するための税金で平成25年(2013年)から令和19年(2037年)までの各年分に所得税を納める人は、この税も併せて納税します。
法人税	会社や協同組合などの法人の所得(利益)に対してかかる税金で、決算期ごとに確定申告して納税します。
相続税	相続などにより財産を取得した人にかかる税金で、一定金額以上の財産を相続した人が納税します。
贈与税	贈与により財産をもらった人にかかる税金で、一定金額以上の財産をもらった人が納税します。

間接税

消費税	物を買ったりサービスを受けたときにかかる税金で、消費者が負担します。(消費税10%のうち7.8%)
酒税	清酒やビールなどを製造場から出荷したとき、又は輸入したときにかかる税金で、お酒の販売価格に含まれています。
たばこ税	たばこを製造場から出荷したとき、又は輸入したときにかかる税金で、たばこの販売価格に含まれています。
揮発油税	石油から製造したガソリンを製造場から出荷したときにかかる税金で、ガソリンの販売価格に含まれています。
自動車重量税	車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車にかかります。
関税	外国から輸入した貨物にかかります。
印紙税	契約書や領収書など印紙税法に定められた文書を作成したときに収入印紙を貼って納付します。
国際観光旅客税	日本から海外へ出国する人に、出国1回につき1,000円がかかります。

税金の種類を見てみよう

●主な地方税（都道府県税）

直接税

県民税	個人や法人に対し、定額でかかる均等割と、所得等にかかる所得割、法人税割があります。
事業税	事業を営む個人や法人の所得金額や収入金額に対してかかります。
自動車税種別割 (旧自動車税)	自動車を所有している人に毎年かかります。
不動産取得税	土地や建物を取得した人にかかります。

間接税

地方消費税	消費税と同様です。(消費税10%のうち2.2%)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場でゴルフをした人にかかります。
軽油引取税	バスやトラックなどの燃料である軽油の引取りをしたときにかかります。

●主な地方税（市町村税）

直接税

市町村民税	個人や法人に対して、定額でかかる均等割と、所得等にかかる所得割、法人税割があります。
固定資産税	土地や家屋及び事業に使う機械などを所有している人に毎年かかります。
軽自動車税	バイクや軽自動車などを所有している人に毎年かかります。

間接税

入湯税	温泉地の温泉に入浴したときにかかります。
-----	----------------------

Check!

- 1 直接税** 直接税とは、税金を実際に負担する人(国民や企業)が、国や都道府県・市区町村に直接納める税金のことをいいます。
- 2 間接税** 間接税とは、税金を実際に負担する人(担税者:私たち消費者)と納める義務のある人(納税者:お店の人など)が異なる税金のことをいいます。



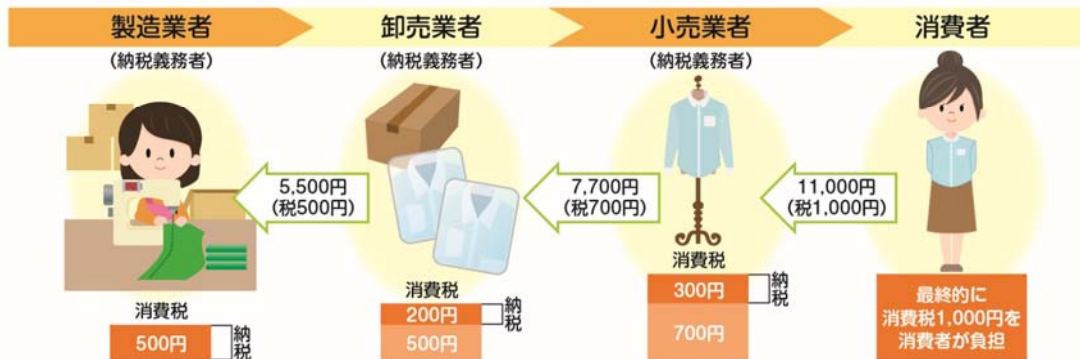
入湯税

税金の仕組みを見てみよう

私たちは、買い物や外食をしたとき、その代金の支払を通じて「消費税」を負担しています。「消費税」の仕組みについて見てみましょう。

消費税

消費税は、消費一般に対して国民に平等に負担を求める間接税で、最終的には商品を消費したり、サービスの提供を受けたりする私たち消費者が負担し、生産者や販売者が納税します。また、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税を負担することがないように仕組みが導入されています。



日本の消費税率は、平成元年（1989年）4月に導入されてから、過去3回引き上げられており、引上げによる国の収入は、待機児童の解消、幼稚園や保育園の無償化、大学の授業料減免などに使われています。

【消費税率引上げの推移】

- 平成元年4月：3%
- 平成9年4月：5%
- 平成26年4月：8%
- 令和元年10月：10%

消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

飲食料品（お酒・外食を除く）などの購入には、軽減税率8%（消費税:6.24%、地方消費税:1.76%）が適用されています。

日々の生活において幅広い消費者が購入している飲食料品（お酒・外食を除く）などにかかる消費税率を8%にすえ置くことにより、家計への影響を緩和しています。



税金の仕組みを見てみよう

働いている人は、所得に応じて「所得税」を納めています。

所得税

個人の所得（収入から経費などを引いたもの）にかかる税金のことを「所得税」といい、会社などから給料をもらっている人や自分で商売をして利益を得ている人にかかる税金です。

所得税は、支払能力に応じて負担を求める**直接税**で、所得が多くなればなるほど段階的に税率（所得に対する税金の比率）が高くなる仕組みになっています（**累進課税制度**）。

会社に勤めている人



所得税

納め方

源泉徴収

会社があらかじめ給料から税金を差し引き、本人に代わって納めます。

商売をしている人



所得税

納め方

確定申告

1年間の税金の額を自分で計算して申告し、納めます。

Check!

税金の公平性

税金は、国民の間で公平に分かち合う必要があります。

消費税などは、その人の所得に関係なく、同一の財・サービスには同一の負担を求めることが公平であるという考え方による税金です。一方で、所得税などは、経済力のある人にはより大きな負担を求めることが公平であるという考え方による税金です。

税金の制度は、複数の税金をうまく組み合わせることで、全体として公平性を確保しています。

財政の仕組みを見てみよう

財政とは

国や地方公共団体が活動するための資金は、主として私たち国民が納める税金によってまかなわれています。国や地方公共団体が活動するため資金を集め、これを管理し、必要な費用を支出していくことを財政といいます。



提供 衆議院



新しい年度が始まるのに先立って、国や地方公共団体は、今後1年間（4月1日から翌年の3月31日まで）の予算を編成して、私たちの代表機関である国会や地方公共団体の議会に提出し、議会での慎重な審議を受けて議決されます。この議決を経てはじめてその年度の活動ができるわけです。このように税金の使いみちは、民主的に決定されているのです。

財政の仕組みを見てみよう

財政の3つの機能

(1) 資源の最適配分

私たちの生活に必要な国防・外交・警察のように民間ではできないサービス(公共サービス)や、道路、公園、図書館など利潤を追い求める民間の経済活動では整備できない施設などを提供しています。

(2) 所得の再分配

所得税などの税金では、所得の多い人ほど税率が高くなる**累進課税制度**を導入しています。

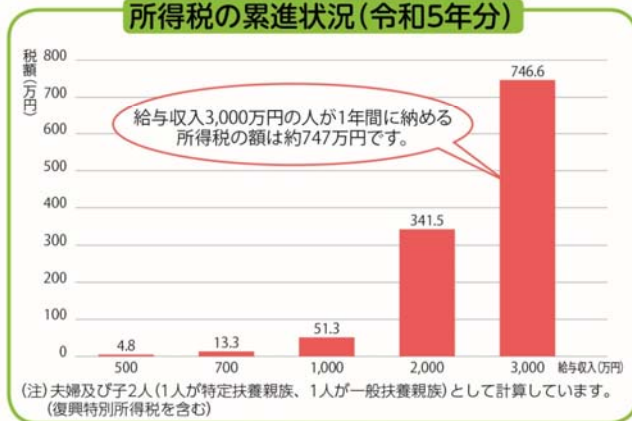
また、けが、病気、失業などにより生活が困難になったとき、国や地方公共団体は**社会保障の支出**を通じて生活を助けています。このような制度を通じて、国民間の所得の格差を少なくしています。

(3) 景気の安定化

税には景気を調節する働きがあります。景気が行きすぎたとき(好況)には増税するなどして景気にブレーキをかけます。反対に景気が悪いとき(不況)には減税するなどして、消費や生産活動を活発にしようとします。

このように収入と支出の活動を手段として、さまざまな目的を達成しようとする政策を**財政政策**といいます。

所得税の累進状況(令和5年分)



国の予算を見てみよう

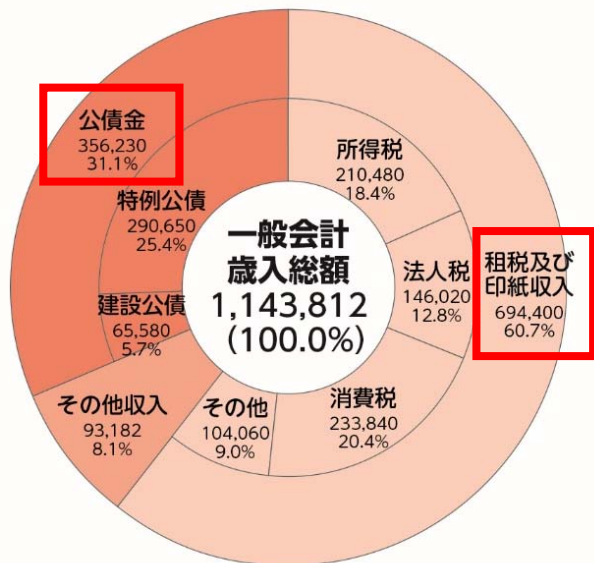
国や地方公共団体はさまざまな活動を行っています。これらの活動を行うために、国や地方公共団体は毎年、収入（これを「歳入」といいます。）と支出（これを「歳出」といいます。）を見積もって予算を立てています。

それでは、今年度の国の予算を税収が最も多かった31年前の予算（当初）と比較しながら見てみましょう。

歳入

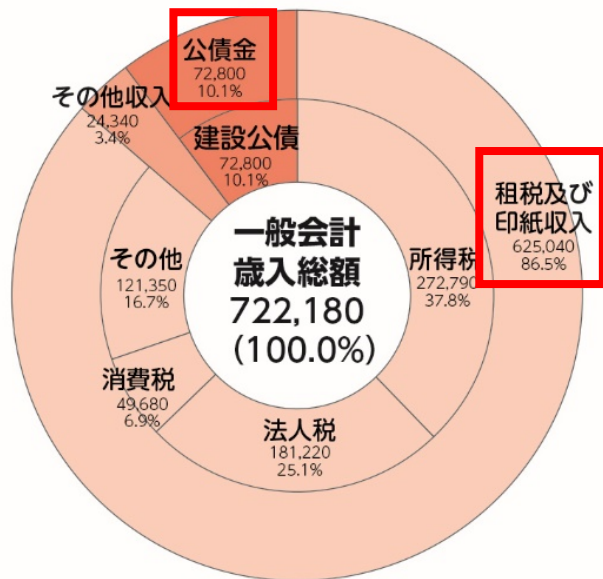
令和5年(2023年)度一般会計当初予算(歳入)

(単位：億円)



平成4年(1992年)度一般会計当初予算(歳入)

(単位：億円)



参考資料：財務省「令和5年度予算及び財政投融资計画の説明」

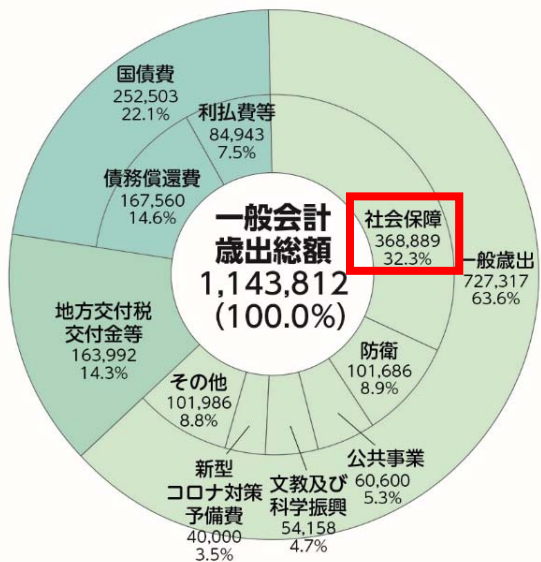
※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがあります。

国の予算を見てみよう

歳出

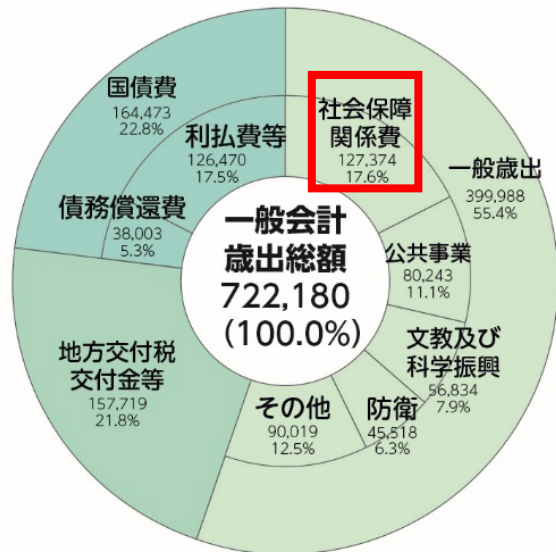
令和5年(2023年)度一般会計当初予算(歳出)

(単位: 億円)



平成4年(1992年)度一般会計当初予算(歳出)

(単位: 億円)



参考資料: 財務省「令和5年度予算及び財政投融资計画の説明」

※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがあります。

中学生一人当たりの教育費は1か月でいくら？

公立学校の児童・生徒1人当たり年間教育費の税金での負担額（令和2年度）

小学生

約975,000円/年間

1か月当たり
約81,300円



中学生

約1,122,000円/年間

1か月当たり
約93,500円



高校生

約1,063,000円/年間

1か月当たり
約88,600円



義務教育9年間でかかる費用

小学生 約 975,000円×6年間＝約5,850,000円

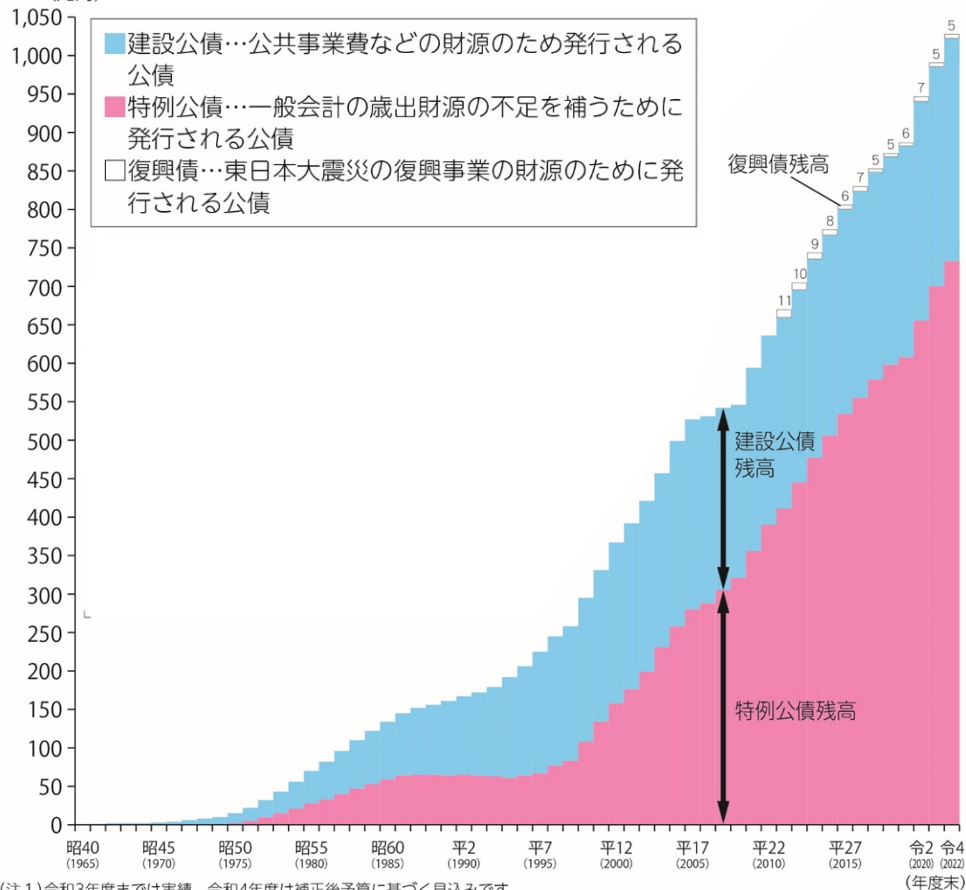
中学生 約1,122,000円×3年間＝約3,366,000円

合計 約9,216,000円

（参考資料：文部科学省「令和3年度地方教育費調査」（令和2会計年度））

※私立学校では、税金により教材費などの一部が補助されています。

(兆円)



(注1) 令和3年度までは実績、令和4年度は補正後予算に基づく見込みです。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高です。

国の予算を見てみよう

令和4年度末公債残高 約1,029兆円(見込み)



国民1人当たり 約828万円
 4人家族で 約3,312万円

※勤労者世帯の平均年間可処分所得 約601万円(平均世帯人員 3.24人)
 (注1) 国民1人当たりの公債残高は、令和4年の総人口(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計))で公債残高を除いた数値。
 (注2) 可処分所得、世帯人員は総務省「令和3年家計調査年報」による。

公債残高は年々増加の一途をたどっています。

令和4年度末の残高は1,029兆円に上ると見込まれていますが、これは税収約15年分に相当し、将来世代に大きな負担を残すことになります。

公債金は、国民や銀行などから借りた国の借金ですから、期限が来たら、返さなければなりません。



東日本大震災経費

復興事業に関する国の経理を明確にするために、平成24年度から東日本大震災復興特別会計が創設されました。

復興にかかる財源については、一般会計からの繰入金のほか、復興特別税や復興債を発行して確保することとなっています。

令和5年度復興特別会計予算では、公共土木施設等の災害復旧や復興道路・復興支援道路の緊急整備などのために7,301億円が措置されています。

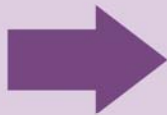
震災からの復興状況

福島県相馬市

写真提供：福島県



被災直後



被災から9年後

東日本大震災経費

令和5年度 東日本大震災復興特別会計

単位：億円

項目	内容	金額
原子力災害復興関係経費	放射性物質により汚染された土壌などの除染のため	4,162
その他の東日本大震災関係経費		803
地方交付税交付金	被災した県や市町村の財政を調整するため	622
復興関係公共事業等	住宅・河川・海岸・道路・港湾・下水道の整備などのため	507
災害救助等関係経費	仮設住宅の補修工事などのため	36
災害関連融資関係経費	中小企業者などの事業再建のため	16
その他		1,156
	合計	7,301

(注)四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがあります。

参考資料：財務省「令和5年度予算及び財政投融資計画の説明」

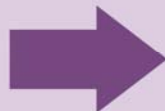
震災からの復興状況

宮城県女川町

写真提供：女川町



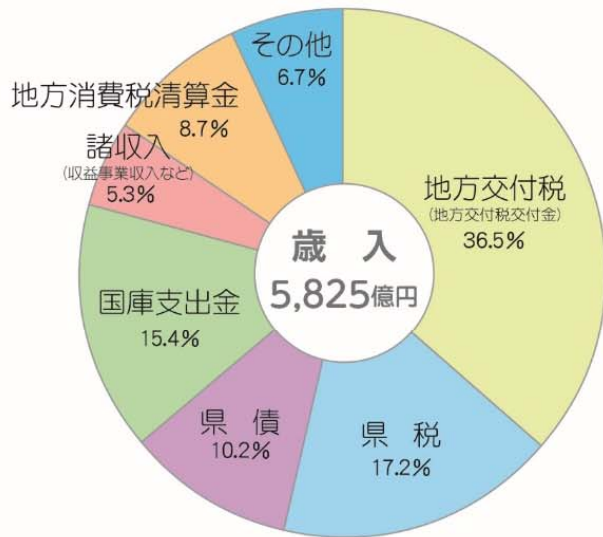
被災直後



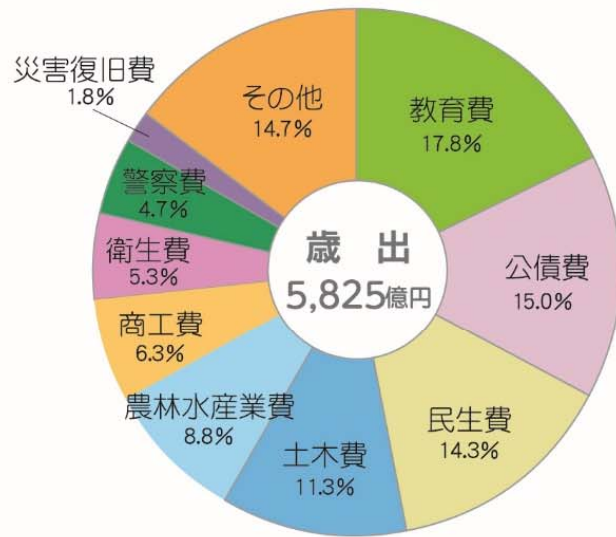
被災から10年後

秋田県の予算を見てみよう

1 秋田県の歳入（令和5年度当初予算）



2 秋田県の歳出（令和5年度当初予算）



地方公共団体の収入は、県税などの税金のほか、地方交付税（地方交付税交付金）・県債・国庫支出金などでまかなわれています。

秋田県の予算を見てみよう

●秋田県の歳出を県民1人当たりにするといくらになるだろう?…約630,300円

※秋田県内の人口(令和5年2月1日現在)の92万4,235人で計算

教育費



学校教育や文化の振興のための費用

約112,500円

公債費



地方の借金を返したり、利子を支払うための費用

約94,400円

民生費



福祉の充実のための費用

約89,900円

土木費



道路の整備やまちづくりのための費用

約71,300円

農林水産業費



中小企業や農林漁業を助けるための費用

約55,600円

商工費



商工業の振興や観光対策のための費用

約39,600円

衛生費



健康の増進や環境衛生などのための費用

約33,400円

警察費



事故や犯罪の防止などのための費用

約29,400円

災害復旧費



地震などの災害復旧のための費用

約11,600円

■その他の費用 約92,600円

学校教育、商工業の振興、災害復旧など、いろいろなものに税金が使われているんだね。



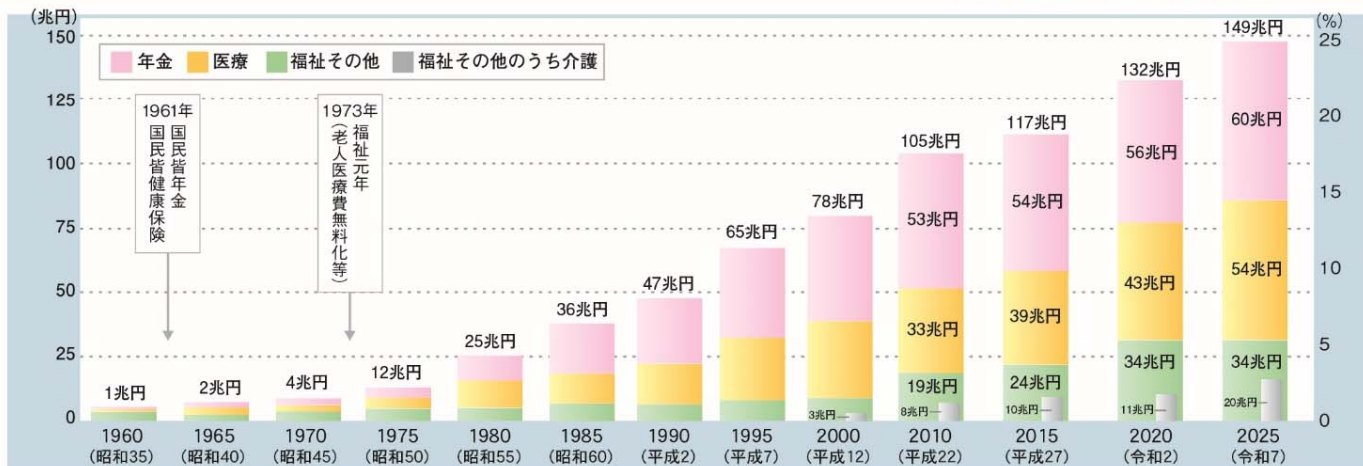
これからの社会と税について考えてみよう

ふくらむ社会保障費

社会保障は、医療・介護・年金・子育てなどにかかる費用の負担をみんなで分かち合う制度です。

この財源は、消費税率の引上げによる増収分も含まれます。

● 社会保障の給付の推移



社会保障費が
どんどん増えて
いるね

これからの私たちの
生活はどう変わって
いくのかな？



(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがあります。

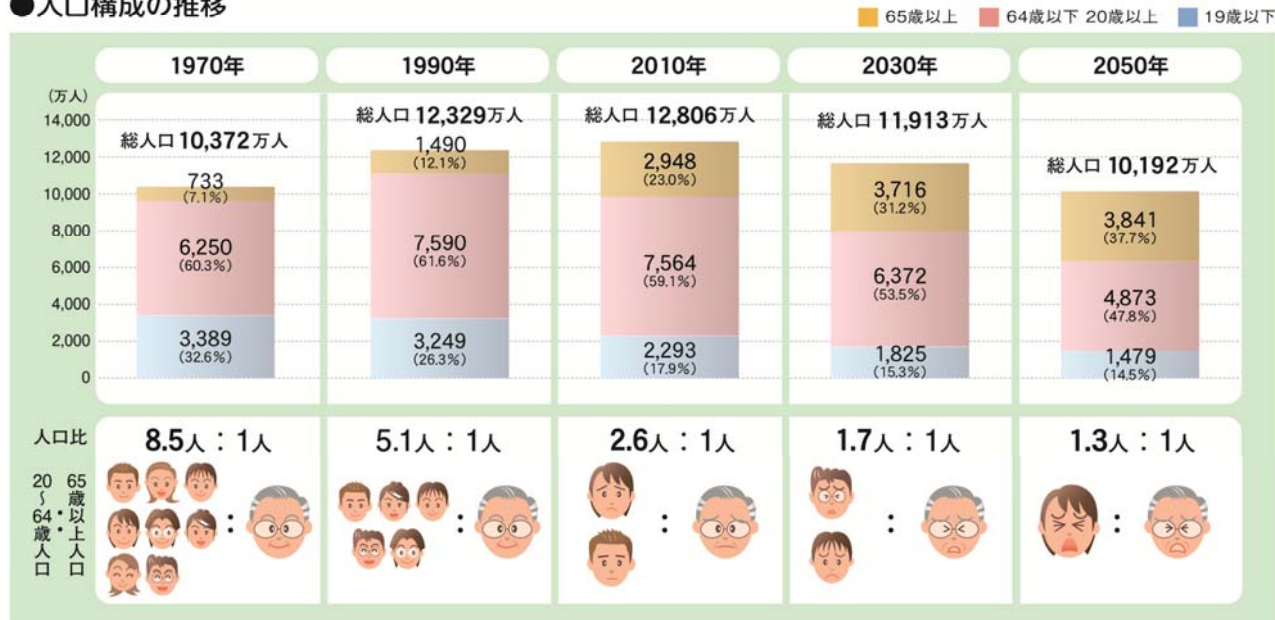
(国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」及び厚生労働省「社会保障に係る将来推計の改定について(平成24年3月)」を加工して作成)

これからの社会と税について考えてみよう

人口減少・高齢化

我が国では急速に少子高齢化が進んでおり、超高齢・人口減少社会を迎えています。

●人口構成の推移



(参考資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」)

これからの社会と税について考えてみよう

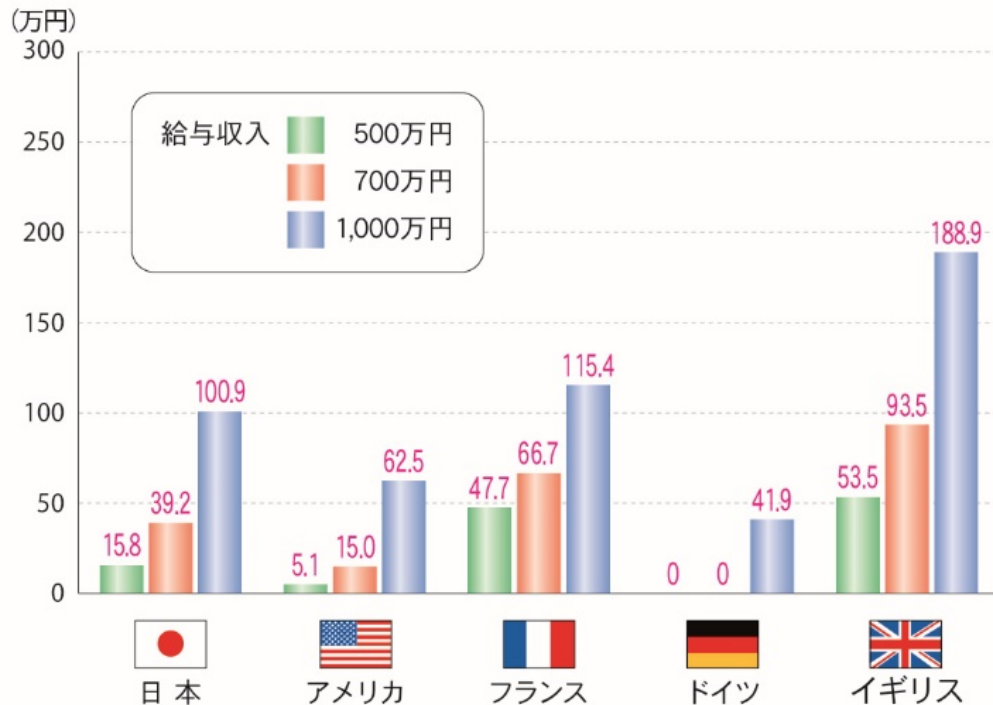
日本と外国の税金の比較

●給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

所得税と住民税の負担額を給与収入の例で分けて、諸外国と比べたグラフです。

所得税と住民税を合わせた金額は、収入が多くなるほど高い割合となっています。

(注)夫婦及び子2人(1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族)として計算しています。



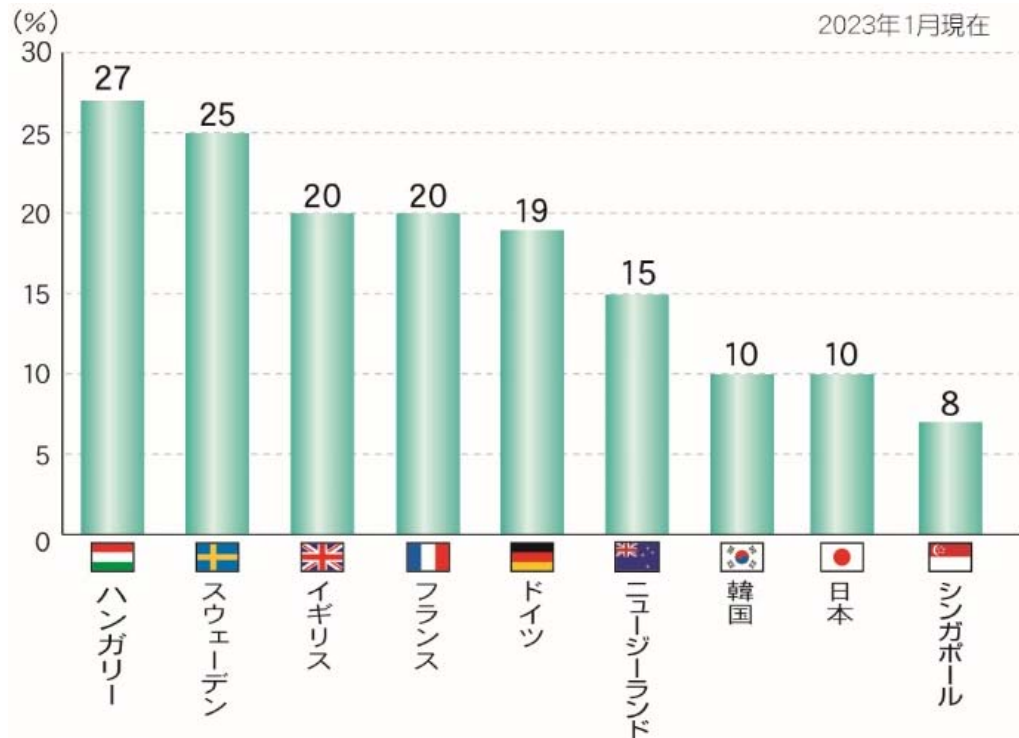
これからの社会と税について考えてみよう

●消費税（付加価値税）率の国際比較

日本では、平成元年から「消費税」を導入しましたが、これと同じような税制は、ヨーロッパ諸国ではすでに「付加価値税」として導入されていました。

「付加価値税」は、世界で150以上の国や地域で採用されています。

(注)日本については、10%(標準税率)のうち2.2%は地方消費税(地方税)です。



参考資料：OECD資料、欧州委員会及び各国政府ホームページ、IBFD等

これからの社会と税について考えてみよう

●国民負担率（対国民所得比）の国際比較

国民負担率とは、租税負担と社会保障費負担（公的年金や公的医療保険の保険料など）の合計の国民所得に占める割合のことです。

主要先進国と比較すると、日本の社会保障は「中福祉」にありながら、「低負担」の水準になっています。

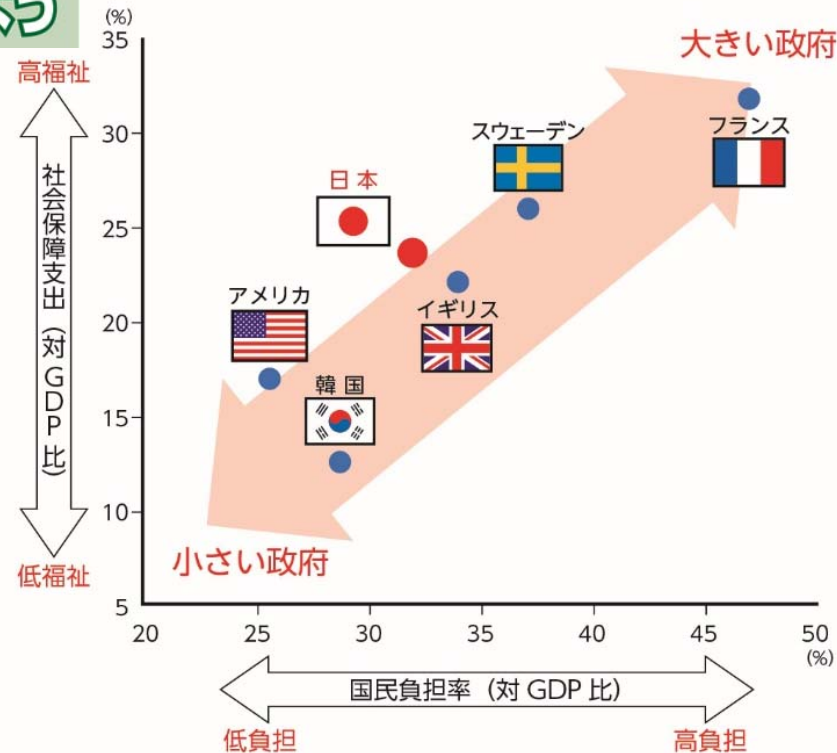
今後さらに高齢化が進むと、社会保障支出が増加していきます。

社会保障給付などの公的サービスと税・社会保障料の負担は両方の大きさが一致することが基本です。

しかし、現在の日本は、社会保障給付などに必要な費用が年々増加しており、税・社会保障料の不足分を国の借金である公債によってまかなっている状況です。

どこまでを「公共サービス」として提供し、税金で負担すべきか、「公共サービス」と「税の負担」のあり方をこれからも考えていきましょう。

(注)GDP(国内総生産)とは、特定の国や地域の中で一定期間の生産された財やサービスの合計を表します。



小さい政府 (低福祉・低負担)

公的サービスの水準は低くなりますが、その分国民の負担も小さくなります。

大きい政府 (高福祉・高負担)

公的サービスの水準は高くなりますが、その分国民の負担も大きくなります。



学習の まとめ

国を支える税金を負担する私たち一人ひとり(納税者)が、税の使いみちに関心を持ち、負担と給付の関係について考えることが大切です。

査察制度

納税者自身による適正な申告と納付に支えられている申告納税制度を維持し、課税の公平を守るためには、故意に不正な手段で税金を免れた者の責任を厳しく追及しなければなりません。

このため、一般の税務調査のほかに、特に大口・悪質な脱税をした者に対しては、税金を納めさせるだけでなく、懲役又は罰金という刑罰を科すため、査察調査という特別な調査を行っています。

【査察調査の状況】

(令和3年度)

着手件数	処理件数	告発件数	脱税額 (総額)		脱税額 (告発分)	
				1件当たり		1件当たり
116件	103件	75件	102億円	9,900万円	61億円	8,100万円



インターネットで調べてみよう! 税のこと

国税庁ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp>

税の学習コーナー

検索



募集情報や前年度までの受賞者と作文を見ることができます。

令和5年度 第57回
中学生の「税についての作文」
募集

〆デーマ 税に関すること

募集期間：令和5年5月31日 まで
募集対象：小学生（400字程度）3級以下
募集内容：授業の中や学習を通じて税に関する学習成果を発表し、審査を受けること
募集料：無
募集期間：令和5年5月10日～5月31日
募集場所：国税庁本部（東京都千代田区千代田）/国税庁各地方支庁/支庁事務所/支庁税務センター
入賞者：入賞者には賞状と賞品（図書）を贈呈

主催：国税庁税務教育課（税務）/事務局：国税庁本部（税務）/協賛：国税庁各地方支庁/支庁事務所/支庁税務センター
お問い合わせ先：〒100-8305 東京都千代田区千代田1-1-1 国税庁本部（税務）5階505号室
TEL: 03-3508-1100 FAX: 03-3508-1101
Eメール: tax-learning@nta.go.jp
URL: <https://www.nta.go.jp/learning/>

税についてもっと詳しく学びたいときに、こちらの資料をご利用ください。

※ホームページの画面は、令和5年5月現在のものです(内容は随時更新されます)。